美浜町の環境

令和４年度版

美 浜 町

美浜町民憲章

わたくしたちは、豊かな自然と文化にはぐくまれながら明日をめざして躍進する美浜の町民です。

わたくしたちは、このまちの町民であることを誇りとし、みんなのしあわせと発展を願い、ここに町民憲章を定めます。

- きまりを守り、明るい住みよい社会をつくりましょう
- 思いやりと感謝の気持ちをもって、広い心を育てましょう
- 規則正しい生活で、健やかな体をつくりましょう
- 愛情と思いやりの心で、明るい家庭を築きましょう
- 自然を愛し、緑豊かなまちをつくりましょう

昭和 55 年 6 月　制定

目　　次

1　町　の　概　要　---------- 1

2　環境測定調査の概要
(1)　町内の環境測定調査の状況　---------- 2
(2)　公害監視機器　---------- 3

3　公 害 苦 情 の 現 状
(1)　年度別公害苦情件数　---------- 4
(2)　月別公害苦情件数　---------- 5
(3)　用途地域別公害苦情件数　---------- 5

4　大　気　環　境
(1)　大気汚染の状況　---------- 6
(2)　大気汚染調査地点　---------- 7
(3)　二酸化窒素測定結果　---------- 8
(4)　浮遊粒子状物測定結果　---------- 9
(5)　光化学オキシダント測定結果　---------- 10
(6)　微小粒子状物質測定結果　---------- 11
(7)　気象測定結果　---------- 12

5　水　質　環　境
(1)　水質汚濁の現況　---------- 13
(2)　環境基準　---------- 14
(3)　海水水質調査結果　---------- 16
(4)　河川水生活項目水質調査結果　---------- 17
(5)　河川水健康項目水質調査結果　---------- 19
(6)　合併処理浄化槽設置整備事業　---------- 20

6　騒音・振動・悪臭
(1)　騒音の現況　---------- 21
(2)　環境騒音測定地点　---------- 22
(3)　環境騒音測定結果及び環境基準適合状況　---------- 23
(4)　振動の現況　---------- 24
(5)　悪臭の現況　---------- 25

7　土壌環境・地盤環境
(1)　土壌汚染の状況　---------- 26
(2)　土壌の汚染に関する環境基準　---------- 26
(3)　地盤沈下の現況　---------- 27
(4)　地下水位調査　---------- 27

8　各　種　届　出　状　況
(1)　ばい煙発生施設数　---------- 28
(2)　粉じん発生施設数　---------- 28
(3)　水質汚濁防止法特定事業場届出事業場数　---------- 29
(4)　騒音・振動発生施設数　---------- 31
(5)　特定建設作業の届出数　---------- 32
(6)　悪臭関係工場等の届出状況　---------- 33

9　そ　の　他
(1)　美浜町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱　---------- 34
(2)　用語説明　---------- 43

1　町の概要

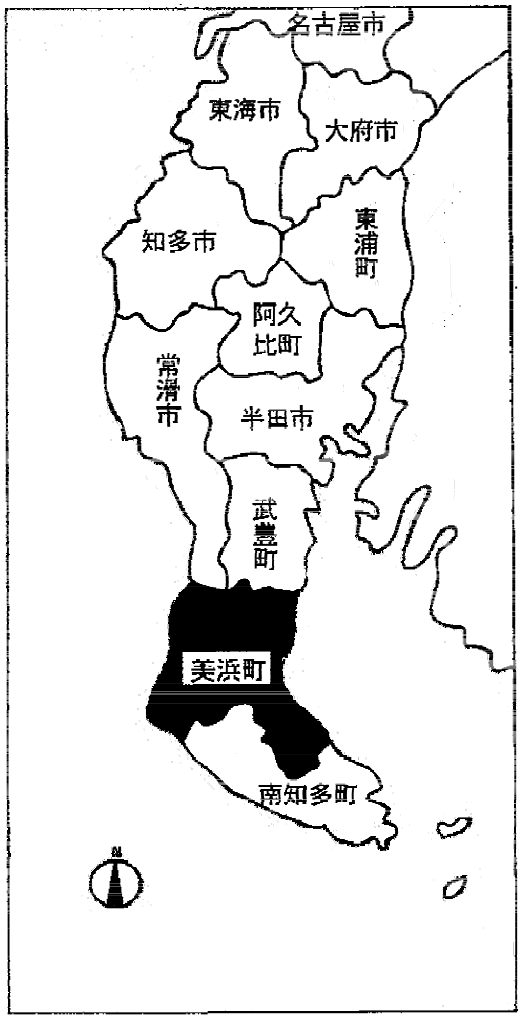

位　　置　（美浜町役場）

◇　北緯　　34 度 46 分

◇　東経　136 度 54 分

広　　さ

◇　東西　　6.5 ㎞

◇　南北　　9.5 ㎞

◇　面積　46.20k ㎡

都市計画用途地域

◇	**第一種低層住居専用地域**	5.9	ha
◇	**第二種低層住居専用地域**	72	ha
◇	**第一種住居地域**	372	ha
◇	**第二種住居地域**	10	ha
◇	**近隣商業地域**	25	ha
◇	**商業地域**	7	ha
◇	**準工業地域**	12	ha
◇	**工業地域**	13	ha
	合　　計	516.9	ha

沿　　革

本町は昭和 30 年 4 月 1 日、隣接の河和・野間両町が合併して美浜町として発足し、その後昭和 32 年 3 月 31 日に小鈴谷町の一部の上野間地区と合併し、現在の美浜町となりました。

地　　勢

本町は知多半島の南部に位置し、東は知多湾、西は伊勢湾に面し、北は常滑市及び武豊町に、南は南知多町に隣接しています。中央部には南北に知多丘陵が小丘起伏し、これにより東西両海岸に向って平地が形成されています。

概　　要

温暖な気候と両海岸の美しい砂浜は海水浴場として、また天然記念物「鵜の山鵜繁殖地」を始め、源義朝の悲惨な最期の地「野間大坊」、鎖国日本に米船モリソン号渡航の因をなした「和訳聖書発祥の碑」、時志観音、南知多ビーチランドなど三河湾国定公園内には数多くの観光資源があり、四季を通じて訪れる観光客で活況を呈しています。

産業分野では、ノリ養殖・みかん・米作・畜産などの地場産業に加え、ハウスミカン・キウイフルーツ・花木などの施設作物などが生産され、鋳物砂関連産業やえびせんべい、水あめ・コーンスターチ工場などもあります。特に工場見学しながら買い物もできるえびせんべいの里や、食と健康の館、自然野菜を中心に販売しているジョイフルファーム鵜の池、海の幸が楽しめる魚太郎など、観光客にも人気の施設が多数あります。

2　環境測定調査の概要

(1) 町内の環境測定調査の状況

調査区分		調査項目	調査回数	個所数	備考
大気	大気汚染自動測定装置による調査	浮遊粒子状物質・二酸化窒素・光化学オキシダント・微小粒子状物質(PM2.5)	1時間値を常時	1	県
	気象自動測定装置による調査	風向・風速・温度・湿度	常時	1	町
水質	河川水生活項目の調査	pH・DO・BOD・SS・N-ヘキサン抽出物質・透視度・全窒素・全リン・陰イオン界面活性剤・鉛・ヒ素・大腸菌群数	2	10	町
	河川水健康項目の調査	カドミウム・全シアン・六価クロム・総水銀・アルキル水銀・PCB・ジクロロメタン・四塩化炭素・1,2-ジクロロエタン・1,1-ジクロロエチレン・シス-1,2-ジクロロエチレン・1,1,1-トリクロロエタン・1,1,2-トリクロロエタン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・1,3-ジクロロプロペン・ベンゼン・チウラム・チオベンカルブ・シマジン・セレン・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素・ふっ素・ほう素	1	8	町
	海水の調査	pH・DO・COD・SS・全窒素・全リン・塩化物イオン・N-ヘキサン抽出物質・大腸菌数・透視度	2	7	町
	工場排水の調査	pH・BOD・COD・SS・N-ヘキサン抽出物質・透視度	12	1工場3か所	町・事業所
	ゴルフ場排水の調査	ペンシクロン・ダイアジノン・ジチオピル・プロピザミド	1	1	町
騒音	環境騒音		1	6	町
悪臭	工場の悪臭臭気濃度等の調査	悪臭臭気濃度調査―臭気指数（三点比較式臭袋法） 悪臭物質調査―メチルメルカプタン・硫化水素	2	1工場2か所	町
地盤		地下水位調査	12	1	町
その他必要に応じ各種			随時		町

(2) 公害監視機器

令和5年3月31日現在

区分 種別	測定機器名	型式	購入年月	台数
大気汚染	微風向風速温湿度計	KANTAM－1100型	H20.8	1
水質汚濁	ハンディ導電率計	HEC－110型	H6.12	1
騒音・振動	普通騒音計	NL－06型	H12.3	1
	普通騒音計	NL－22型	H19.5	1
	低周波マイクロホン	MV－03型	H11.3	1
	振動レベル計	VM－52型	H8.8	1
	騒音振動レベル処理器	SV－74型	S57.6	1
臭気	簡易臭気測定器	XP－329M	H22.6	1
	大気採取器	DC1-NA	H26.8	1
その他	地下水面検出器	SKT－2C	H5.5	1

3　公害苦情の現状

令和 4 年度の公害苦情件数は 49 件でした。
各年度において発生した苦情の種類と件数は、下の表のとおりです。
その内訳は、大気汚染 0 件、水質汚濁 3 件、騒音 5 件、振動 1 件、悪臭 5 件、その他として野焼きによるものが 26 件、害虫等によるものが 9 件でした。
これらの苦情には、現地調査及び原因者への改善指導などにより早期解決しました。

（1）　年度別公害苦情件数

年　度	大気汚染	水質汚濁	騒　　音	振　　動	悪　　臭	そ の 他	計
平成 22	0	0	4	0	3	22	29
23	0	1	4	1	8	31	45
24	0	1	7	0	3	25	36
25	0	2	2	0	10	36	50
26	2	3	7	0	7	45	64
27	0	1	7	0	10	46	64
28	0	7	10	0	8	26	51
29	0	5	7	0	6	32	50
30	0	6	4	0	1	33	44
令和元	6	3	2	0	5	23	39
2	0	2	3	0	2	21	28
3	1	2	4	0	4	18	29
4	0	3	5	1	5	35	49

注　・各年度別新規受付件数です。
　　・いくつかの苦情が同一事件として処理されたときは 1 件としました。

(2) 月別公害苦情件数（令和４年度）

項目＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
大気汚染													0
水質汚濁				1						1		1	3
騒　　音					3	2							5
振　　動				1									1
悪　　臭			1			1	1	1	1				5
そ の 他	3	1	1	1	4	8	7	4	3	2		1	35
合　　計	3	1	2	3	7	11	8	5	4	3	0	2	49

(3) 用途地域別公害苦情件数（令和４年度）

種類＼用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	市街化調整区域	合計
大気汚染										
水質汚濁		1	2							3
騒　　音		1	3						1	5
振　　動			1							1
悪　　臭			1	1				1	2	5
そ の 他			12						23	35
合　　計		2	19	1				1	26	49

4　大気環境

（1）大気汚染の状況

令和４年度の大気汚染の状況は、環境基準の定められている二酸化イオウを始めとして４物質についての月平均値でみると、若干変動がありました。

ア　二酸化窒素（NO_2）

昭和53年に環境基準が改定されて以来、常に環境基準を下回っています。

イ　浮遊粒子状物質（SPM）

前年に引き続き環境基準を満たしています。

ウ　光化学オキシダント（O_X）

前年に引き続き環境基準を満たしていない月日・時間帯があります。

エ　微小粒子状物質（PM2.5）

平成24年４月から奥田測定局での測定が開始となり、環境基準を満たしています。

○ 環境基準

物　質　名	環　境　基　準	評　価　方　法
二酸化窒素 （NO_2）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること。
浮遊粒子状物質 （SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/㎥以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/㎥以下であること。	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/㎥以下に維持されること。ただし、1日平均値が0.10mg/㎥を越えた日が2日以上連続しないこと。
光化学ｵｷｼﾀﾞﾝﾄ （Ox）	1時間値が0.06ppm以下であること。	年間を通じて1時間値が0.06ppm以下に維持されること。ただし、5時から20時の昼間時間帯について評価する。
微小粒子状物質 （PM2.5）	1年平均値が15μg/㎥以下であり、かつ、1日平均値が35μg/㎥以下であること。	1年平均値及び1日平均値のうち98パーセンタイル値で評価する。

(2) 大気汚染調査地点

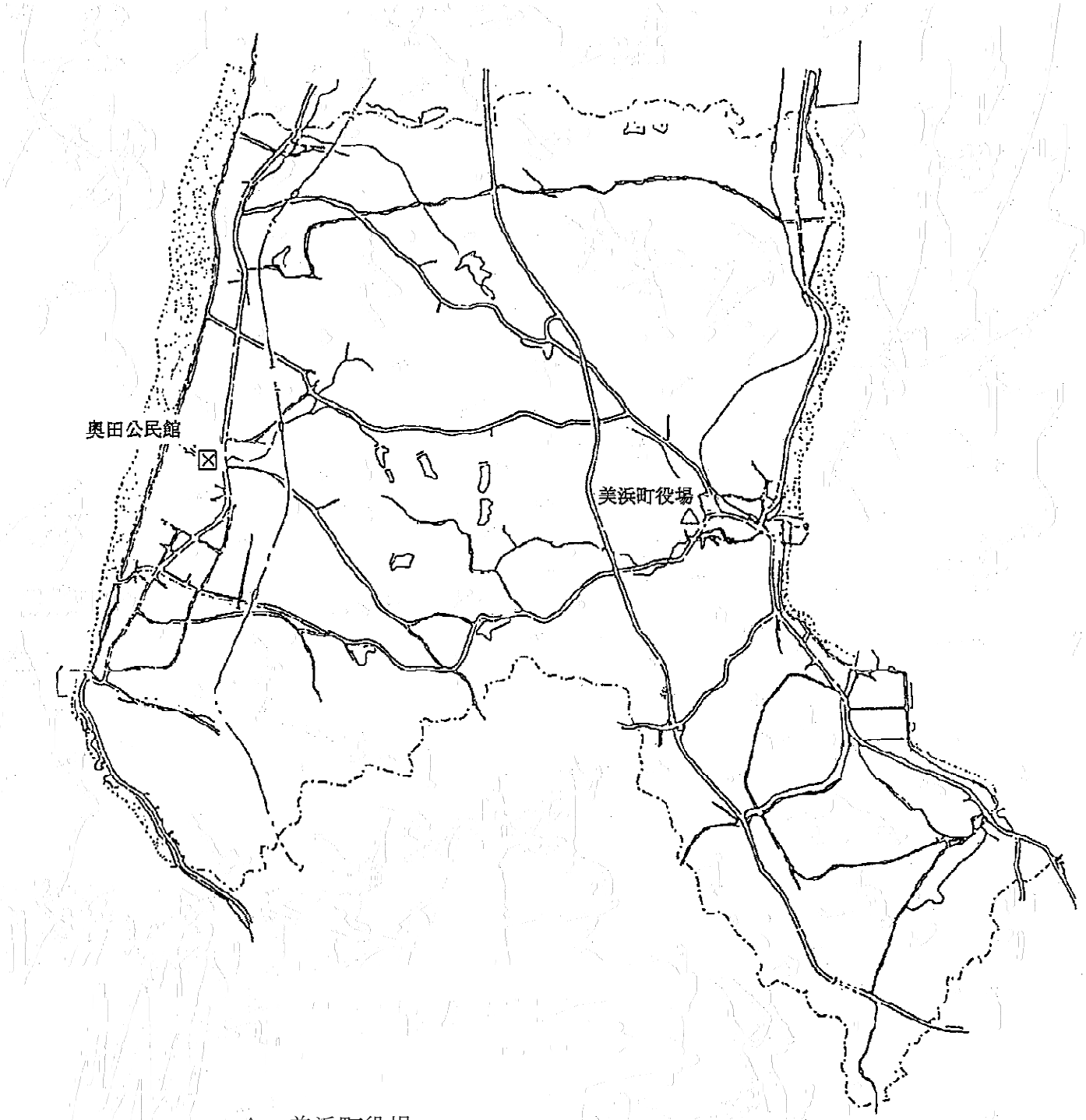

△　美浜町役場
　　気象（風向・風速・温度・湿度）
⊠　愛知県大気汚染測定局(奥田公民館)
　　浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント
　　微小粒子状物質(PM2.5)

(3) 二酸化窒素測定結果

測定場所：奥田公民館

項目＼年月		令和 4 年									令和 5 年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数	日	30	31	30	31	31	29	31	30	31	31	28	31	364
測定時間	時間	713	737	714	738	737	709	734	714	738	737	666	738	8,675
月平均値	ppm	0.007	0.007	0.005	0.005	0.005	0.006	0.008	0.009	0.006	0.008	0.009	0.009	0.007
1時間値の最高値	ppm	0.027	0.032	0.024	0.026	0.023	0.026	0.029	0.030	0.034	0.043	0.041	0.037	0.043
日平均値の最高値	ppm	0.011	0.014	0.008	0.010	0.011	0.012	0.018	0.017	0.021	0.026	0.025	0.017	0.026
1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（資料提供：愛知県環境局）

○　二酸化窒素の経月変化（月平均値）　（単位：ppm）

年度＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
29年度	0.009	0.007	0.007	0.006	0.006	0.009	0.011	0.011	0.009	0.009	0.011	0.011	0.009
30年度	0.008	0.008	0.007	0.005	0.006	0.008	0.010	0.011	0.010	0.009	0.011	0.010	0.009
元年度	0.007	0.008	0.007	0.006	0.005	0.007	0.009	0.008	0.010	0.008	0.008	0.008	0.008
2年度	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.008	0.009	0.008	0.008	0.009	0.010	0.007
3年度	0.006	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	0.007	0.008	0.009	0.007	0.007	0.009	0.007
4年度	0.007	0.007	0.005	0.005	0.005	0.006	0.008	0.009	0.006	0.008	0.009	0.009	0.007

○　二酸化窒素の経年変化（年平均値）

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
年平均値	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009	0.009	0.008	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007

※ 環境基準 0.060ppm

(4) 浮遊粒子状物質測定結果

測定場所：奥田公民館

項目 ＼ 年月		令和 4 年									令和 5 年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数	日	30	28	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	362
測定時間	時間	719	694	719	741	742	718	742	718	743	743	671	742	8,692
月平均値	mg/m^3	0.017	0.015	0.015	0.014	0.018	0.016	0.013	0.015	0.010	0.011	0.013	0.018	0.015
1時間値が0.20mg/m^{3}を超えた時間数	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.10mg/m^{3}を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値の最高値	mg/m^3	0.078	0.056	0.048	0.032	0.067	0.046	0.036	0.054	0.049	0.056	0.046	0.061	0.078
日平均値の最高値	mg/m^3	0.034	0.027	0.027	0.023	0.030	0.040	0.023	0.037	0.019	0.033	0.026	0.032	0.040

（資料提供：愛知県環境局）

○　浮遊粒子状物質の経月変化(月平均値)

（単位：mg/m^3）

年度 ＼ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
29年度	0.021	0.022	0.017	0.023	0.023	0.020	0.015	0.019	0.012	0.013	0.017	0.022	0.019
30年度	0.026	0.020	0.017	0.029	0.025	0.018	0.018	0.017	0.015	0.013	0.017	0.018	0.019
元年度	0.016	0.021	0.018	0.018	0.024	0.018	0.015	0.014	0.013	0.012	0.015	0.014	0.017
２年度	0.015	0.015	0.016	0.013	0.022	0.013	0.013	0.014	0.012	0.014	0.016	0.022	0.015
３年度	0.018	0.016	0.015	0.014	0.015	0.015	0.012	0.014	0.013	0.010	0.0100	0.017	0.014
4年度	0.017	0.015	0.015	0.014	0.018	0.016	0.013	0.015	0.010	0.011	0.013	0.018	0.015

○　浮遊粒子状物質の経年変化(年平均値)

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
年平均値	0.023	0.023	0.023	0.025	0.021	0.019	0.018	0.019	0.019	0.017	0.015	0.014	0.015

※ 環境基準 0.10mg/m^3

(5) 光化学オキシダント測定結果

測定場所：奥田公民館

項目 ＼ 年月		令和 4 年									令和 5 年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
昼間測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
昼間測定時間	時間	448	463	443	463	463	448	451	448	461	456	418	463	5,425
昼間の1時間値の月平均値	ppm	0.044	0.048	0.037	0.028	0.031	0.032	0.032	0.030	0.032	0.032	0.033	0.035	0.034
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	日	13	18	6	5	9	6	5	3	0	0	0	4	69
	時間	63	108	16	22	21	21	18	5	0	0	0	8	282
昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値の最高値	ppm	0.088	0.097	0.096	0.081	0.079	0.091	0.093	0.066	0.049	0.048	0.056	0.065	0.097
昼間の日最高1時間値の月間平均値	ppm	0.059	0.064	0.052	0.041	0.047	0.049	0.047	0.044	0.039	0.039	0.043	0.050	0.048

（資料提供：愛知県環境局）

○　光化学オキシダントの経月変化（昼間の１時間値の月平均値）

（単位：ppm）

年度 ＼ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
29年度	0.043	0.049	0.044	0.029	0.032	0.036	0.026	0.025	0.028	0.030	0.034	0.036	0.034
30年度	0.044	0.043	0.039	0.027	0.027	0.028	0.031	0.028	0.026	0.030	0.032	0.038	0.033
元年度	0.044	0.049	0.042	0.032	0.028	0.034	0.028	0.028	0.023	0.026	0.029	0.033	0.033
2年度	0.046	0.045	0.041	0.027	0.033	0.030	0.033	0.029	0.031	0.030	0.036	0.040	0.035
3年度	0.047	0.045	0.044	0.029	0.028	0.037	0.036	0.033	0.029	0.035	0.040	0.041	0.037
4年度	0.044	0.048	0.037	0.028	0.031	0.032	0.032	0.030	0.032	0.032	0.033	0.035	0.034

○　光化学オキシダントの経年変化（昼間の１時間値の年平均値）

年　度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
年平均値	0.033	0.029	0.032	0.035	0.033	0.033	0.036	0.034	0.033	0.033	0.035	0.037	0.034

※ 環境基準 0.06ppm

(6) 微小粒子状物質（PM2.5）測定結果

測定場所：奥田公民館

項目＼年月		令和 4 年									令和 5 年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数	日	30	31	30	28	31	30	31	30	31	31	27	31	361
月平均値	μg/m³	10.6	11.1	10.2	7.0	8.2	8.7	8.0	7.5	4.3	5.0	6.1	9.9	8.1
日平均値が35μg/m³を超えた日数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値の最高値	μg/m³	21.3	21.3	16.4	15.7	16.1	17.5	17.5	23.3	10.7	19.4	12.4	21.3	17.7

（資料提供：愛知県環境局）

○　微小粒子状物質の経月変化(月平均値)

（単位：μg/m³）

年度＼月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
30年度	16.7	13.2	12.1	16.4	13.5	11.6	13.7	16.9	11.7	8.4	11.8	12.6	13.3
元年度	9.9	13.8	12.8	11.5	12.2	11.1	9.7	8.7	8.5	7.4	8.2	7.1	10.1
2年度	9.6	9.5	10.4	8.6	14.8	8.0	8.4	9.0	6.3	7.5	10.3	12.3	9.6
3年度	10.0	12.9	9.6	8.0	7.7	8.8	7.2	7.8	6.4	5.1	6.3	10.9	8.4
4年度	10.6	11.1	10.2	7.0	8.2	8.7	8.0	7.5	4.3	5.0	6.1	9.9	8.1

○　微小粒子状物質の経年変化(年平均値及び日平均値)

年度	27	28	29	30	元	2	3	4
年平均値	13.2	12.4	13.8	13.3	10.1	9.6	8.4	8.1
日平均値	32.5	27.6	31.8	33.3	25.4	22.8	20.1	19.4

※ 環境基準：1年平均値15μg/m³以下、1日平均値が35μg/m3以下(98ﾊﾟｰｾﾝﾀｲﾙ値)

(7)　気象測定結果

測定場所：美浜町役場

区分	月＼年	令和 4 年									令和 5 年			通年
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
温度(℃)	月平均値	15.2	18.1	22.8	26.6	27.8	25.1	17.8	13.9	6.9	4.8	5.8	11.0	16.3
	最高値	26.1	31.1	36.4	35.7	38.2	34.2	29.6	23.0	17.7	16.6	15.6	21.9	38.2
	最低値	5.4	7.0	14.7	20.8	22.0	17.6	5.8	5.3	-1.7	-6.0	-4.1	-3.0	-6.0
	日平均の最高値	20.0	23.4	30.1	29.6	31.7	28.2	24.0	16.2	10.4	10.9	10.1	16.9	31.7
	日平均の最低値	8.6	13.7	17.6	23.3	24.7	20.4	12.2	10.8	2.0	-2.6	1.9	6.6	-2.6
湿度(%)	月平均値	68	68	74	77	75	75	66	67	57	60	57	63	67
	最高値	93	94	96	95	95	95	94	94	90	91	90	94	96
	最低値	15	21	34	38	39	36	21	25	25	28	25	18	15
	日平均の最高値	88	92	91	90	86	87	87	85	75	73	81	87	92
	日平均の最低値	43	47	59	64	58	59	48	51	41	44	41	42	41
風向	最多風向	WNW	WNW	SE	SE	SE	SE	WNW	WNW	W	W	WNW	WNW	WNW
	割合(%)	19.4	19.9	25.8	37.2	24.5	23.2	32.3	35.3	37.0	33.5	36.0	26.3	24.0
風速(0.1m/sec)	月平均値	24	22	24	21	20	25	16	20	32	26	26	20	23
	最高値	79	89	105	67	60	88	64	73	89	86	79	87	105
	最低値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均の最高値	80	47	59	37	42	73	45	53	61	44	52	52	73
	日平均の最低値	11	9	9	10	8	9	7	8	7	8	8	7	7

5　水質環境

（1）水質汚濁の現況

工場・事業場排水に関しては、排水規制の強化等の措置が効果を現している一方、日常生活に伴って家庭から排出される生活排水については、汚水処理施設の整備が未だ十分ではありません。

法によって厳しく規制されるようになった工場廃水に取って替わり、現在、水汚染の最大の原因とされているのが年々増加する生活雑排水です。合併処理浄化槽などの汚水処理施設によって処理されずに放出される炊事、洗濯、風呂などの排水がいちばん水を汚しています。

有機物や洗剤などにふくまれる多くの化学物質を含む生活排水が、自然の持つ自浄能力を越えて放出されていることから、それらが分解されずに流れて河川水・海水を汚染しているのです。

きれいな川や豊かな海を子どもたちに託すことができるよう、工場・事業場排水の監視を適正に実施することはもちろんのこと、合併処理浄化槽及び農業集落家庭排水処理施設等の汚水処理施設の普及推進を図っていく必要があります。

○　河川・海水調査地点

令和 4 年度は、河川 10 か所、海域 7 か所、ゴルフ場の排水及び工場排水について継続調査を実施しました。

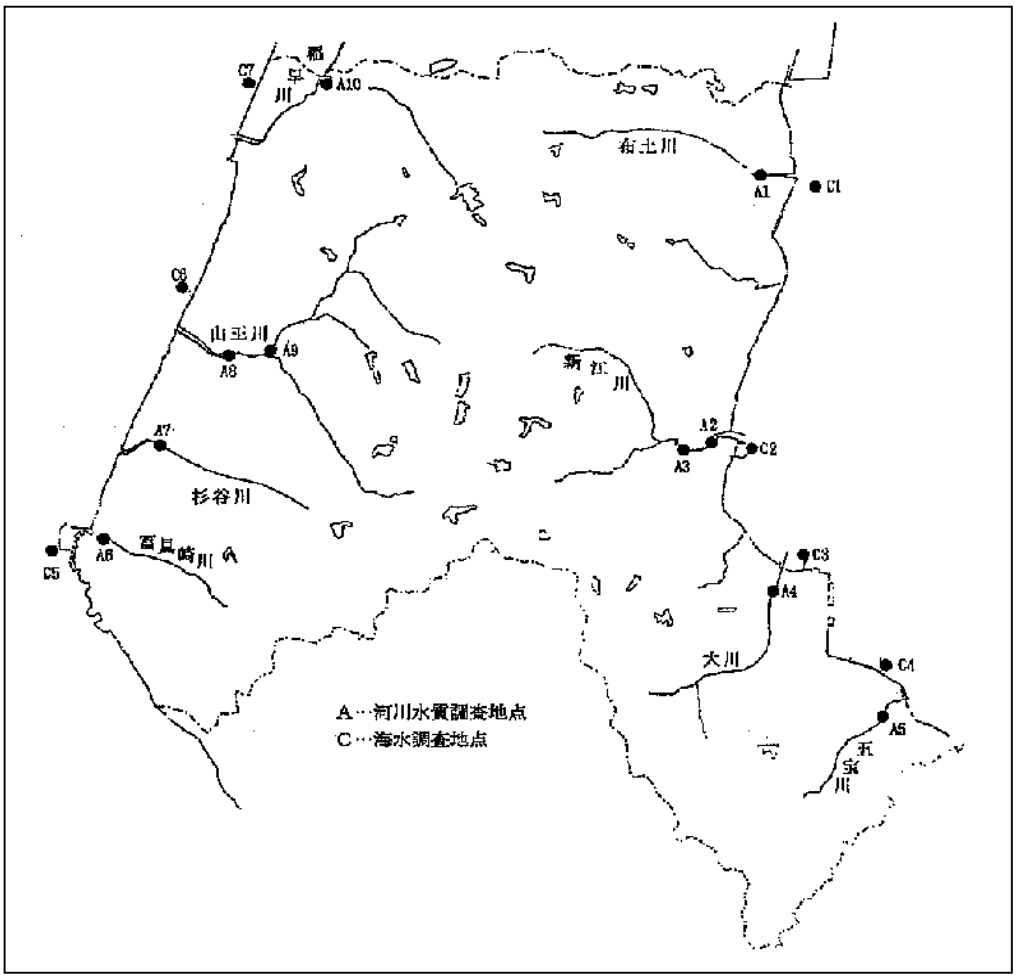

(2) 環境基準

公共用水域（河川、湖沼及び海域）の水質については、環境基準が定められています。

この水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」の２つの基準があります。

本町における環境基準では、「人の健康の保護に関する環境基準」は全公共用水域について適用され、「生活環境の保全に関する環境基準」のうち、海域については、BOD、COD 等はＡ類型が、全窒素、全リンはⅡ類型が指定されています。

河川については、環境基準が指定されていないため、目安として D 類型の河川の基準値を参考としています。

○ 人の健康の保護に関する環境基準

項　目	ｶﾄﾞﾐｳﾑ	全ｼｱﾝ	鉛	六価ｸﾛﾑ	ひ素	総水銀	ｱﾙｷﾙ水銀	PCB	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ
基準値	0.003mg/ℓ以下	検出されないこと	0.01mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	0.0005 mg/ℓ以下	検出されないこと	検出されないこと	0.02mg/ℓ以下

項　目	四塩化炭素	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ
基準値	0.002mg/ℓ以下	0.004mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下

項　目	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	チウラム	シマジン	ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素
基準値	0.002mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下	0.003mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下	0.8mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下

○ 生活環境の保全に関する環境基準

・海　域

ア　BOD・COD 等に係る環境基準

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度（pH）	化学的酸素 要求量 （COD）	溶存酸素量 （DO）	大腸菌数	N-ヘキサン 抽出物質 （油分等）
A	水産１級、水浴、自然環境保全及びＢ以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	300CFU/ 100mℓ以下	検出されないこと
B	水産２級、工業用水及びＣの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	―	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	―	―

イ　全窒素、全リンに係る環境基準

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値	
		全窒素	全リン
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
Ⅱ	水産１種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種を除く。）	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
Ⅳ	水産３種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下

・河　川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度（pH）	生物化学的 酸素要求量 （BOD）	浮遊物質量 （SS）	溶存酸素量 （DO）	大腸菌数
AA	水道１級、自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以上	7.5mg/ℓ以上	200CFU/100mℓ 以下
A	水道２級、水産１級、水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	300CFU/ 100mℓ以下
B	水道３級、水産２級及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	1,000CFU/ 100mℓ以下
C	水産３級、工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	―
D	工業用水２級、農業用水及びＥの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	―
E	工業用水３級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以上	―

(3) 海水水質調査結果

公共用水域のうち汚濁状況把握のため、海域7か所で10項目について年2回水質調査を実施しました。美浜町沿岸の海域は環境基準が定められています。各測定点の水質の状況を見ると、COD（化学的酸素要求量）、DO（溶存酸素量）、総窒素、総リンの測定結果が環境基準を満たしていませんでした。

測定値　第1回目

測定点＼項目		透視度	PH	COD mg/ℓ	DO mg/ℓ	SS mg/ℓ	N-ﾍｷｻﾝ mg/ℓ	総窒素 mg/ℓ	総リン mg/ℓ	塩素イオン mg/ℓ	大腸菌数 CFU/100mℓ
布土川突堤	C-1	50度以上	7.8	4.3	7.0	5	ND	1.00	0.13	5,700	19
河和港突堤	C-2	50度以上	8.2	3.1	7.5	4	ND	0.44	0.094	12,000	1
河和漁港突堤	C-3	50度以上	8.1	2.9	7.7	4	ND	0.41	0.11	13,000	9
矢梨潮干狩場	C-4	50度以上	8.1	2.4	5.4	2	ND	0.39	0.096	13,000	ND
冨具崎突堤	C-5	50度以上	8.1	1.6	6.8	2	ND	0.40	0.068	15,000	ND
山王川突堤	C-6	50度以上	7.9	2.4	6.7	3	ND	0.45	0.11	13,000	5
稲早川北海岸	C-7	50度以上	8.0	2.1	5.4	2	ND	0.35	0.099	14,000	4
環境基準 A類型			7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上		検出されないこと	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下		300CFU/100mℓ以下
定量限界値						1未満	0.5未満				1未満

採水日　令和4年8月5日　　（ＮＤは定量限界値以下）

測定値　第2回目

測定点＼項目		透視度	PH	COD mg/ℓ	DO mg/ℓ	SS mg/ℓ	N-ﾍｷｻﾝ mg/ℓ	総窒素 mg/ℓ	総リン mg/ℓ	塩素イオン mg/ℓ	大腸菌数 CFU/100mℓ
布土川突堤	C-1	50度以上	8.0	1.7	5.4	7	ND	0.51	0.082	18,000	4
河和港突堤	C-2	50度以上	8.1	1.1	5.2	4	ND	0.33	0.78	19,000	ND
河和漁港突堤	C-3	50度以上	8.0	1.9	5.9	5	ND	0.48	0.14	18,000	8
矢梨潮干狩場	C-4	50度以上	8.0	1.1	6.2	11	ND	0.33	0.098	18,000	ND
冨具崎突堤	C-5	50度以上	8.1	0.9	6.5	7	ND	0.28	0.069	18,000	4
山王川突堤	C-6	50度以上	8.0	1.3	6.7	13	ND	0.36	0.08	18,000	ND
稲早川北海岸	C-7	50度以上	8.0	1.3	5.4	12	ND	0.36	0.076	19,000	4
環境基準 A類型			7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上		検出されないこと	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下		300CFU/100mℓ以下
定量限界値						1未満	0.5未満				1未満

採水日　令和5年2月14日　　（ＮＤは定量限界値以下）

(4) 河川水生活項目水質調査結果

公共用水域の汚濁状況把握のため、町内8河川の10か所で12項目について2回水質調査を実施しました。町内の河川は、生活環境の保全に関する環境基準に当てはまりませんが、D類型の河川の基準値を汚濁の目安として参考としています。その中でBODが1ケ所でわずかに基準値を越えていましたが、それ以外の項目ではほぼ基準を満たしていました。

測定値　第1回目

項目 / 測定点	透視度	pH	BOD mg/ℓ	DO mg/ℓ	SS mg/ℓ	N-ヘキサン mg/ℓ	総窒素 mg/ℓ	総リン mg/ℓ	界面活性剤 mg/ℓ	大腸菌数 CFU/100mℓ	鉛 mg/ℓ	ひ素 mg/ℓ
布土橋 A-1	50度以上	7.4	3.6	7.6	12	ND	1.3	0.15	ND	68	ND	ND
河和橋 A-2	50度以上	7.6	2.4	6.6	19	ND	2.4	0.34	ND	68	ND	ND
河浦橋 A-3	50度以上	7.6	2.0	7.8	8	ND	2.0	0.31	ND	96	ND	ND
大川橋 A-4	50度以上	7.3	1.4	7.4	5	ND	2.3	0.13	ND	140	ND	ND
郷島橋 A-5	50度以上	7.3	1.0	8.0	6	ND	4.7	0.7	ND	34	ND	ND
冨具崎橋 A-6	50度以上	7.7	2.5	8.2	14	ND	4.2	0.57	ND	460	ND	ND
仙台橋 A-7	40度	7.2	8.2	6.4	25	ND	4.7	1.3	ND	92	ND	ND
奥田橋 A-8	39度	7.5	2.1	7.8	21	ND	2.8	0.68	ND	15	ND	ND
森越橋 A-9	46度	7.6	2.6	6.0	19	ND	3.5	0.52	0.1	30	ND	ND
稲早橋 A-10	50度以上	7.5	1.6	8.2	11	ND	1.9	0.39	ND	450	ND	ND
環境基準 D類型		6.0～8.5	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	100mg/ℓ以下							
定量限界値						0.5未満			0.1未満		0.005未満	0.005未満

採水日　令和4年8月10日　　（NDは定量限界値以下）

測定値　第２回目

項目 / 測定点	透視度	pH	BOD mg/ℓ	DO mg/ℓ	SS mg/ℓ	N-ヘキサン mg/ℓ	総窒素 mg/ℓ	総リン mg/ℓ	界面活性剤 mg/ℓ	大腸菌数 CFU/100mℓ	鉛 mg/ℓ	ひ素 mg/ℓ
布土橋 A-1	50度以上	7.4	1.8	12.4	2	ND	2.2	0.14	0.2	170	ND	ND
河和橋 A-2	48	7.4	6.7	7.6	8	ND	3.6	0.39	ND	820	ND	ND
河浦橋 A-3	50度以上	7.7	2.7	4.6	4	ND	1.1	0.16	ND	240	ND	ND
大川橋 A-4	50度以上	7.1	2.9	11.2	3	ND	1.7	0.13	ND	770	ND	ND
郷島橋 A-5	50度以上	7.2	2.2	13.0	3	ND	6.1	0.57	ND	470	ND	ND
冨具崎橋 A-6	49度	7.4	4.4	10.4	7	ND	3.8	0.65	ND	800	ND	ND
仙台橋 A-7	50度以上	7.1	5.0	6.7	5	ND	6.5	0.67	ND	790	ND	ND
奥田橋 A-8	40度	7.5	5.3	10.2	7	ND	6.8	0.87	ND	920	ND	ND
森越橋 A-9	50度以上	7.6	2.3	12.5	4	ND	4.6	0.63	ND	100	ND	ND
杉代橋 A-10	41度	7.6	3.7	12.6	7	ND	4.2	0.56	ND	790	ND	ND
環境基準 D類型		6.0～8.5	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	100 mg/ℓ 以下							
定量限界値						0.5未満			0.1未満		0.005未満	0.005未満

採水日　令和５年２月16日　　（ＮＤは定量限界値以下）

(5) 河川水健康項目水質調査結果

公共用水域の汚濁状況把握のため、町内８河川で 24 項目について水質調査を実施しました。
観測点の全てで環境基準を満たしていました。

○ 測定値

（単位：mg/ℓ）

観測点 / 項目	布土橋 A－1	河浦橋 A－3	大川橋 A－4	郷島橋 A－5	冨具崎橋 A－6	仙台橋 A－7	奥田橋 A－8	稲早橋 A－10	定量限界値
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1
六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01
カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003
総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005
アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005
ＰＣＢ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005
ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002
四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002
1，2－ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004
1，1－ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002
ｼｽ-1，2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004
1，1，1－ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005
1，1，2－ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006
トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001
テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005
1，3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002
ベンゼン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001
チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006
チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002
シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003
セレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.49	0.91	1.7	3.9	1.8	1.8	1.1	0.85	0.05
ふっ素	ND	0.1	ND	0.1	0.4	0.2	0.3	0.2	0.1
ほう素	ND	0.18	ND	ND	1.2	0.09	0.62	0.69	0.05

採水日　令和４年８月 10 日　　（ＮＤは定量限界値未満）

(6) 合併処理浄化槽設置整備事業

平成元年より合併処理浄化槽設置費補助事業を行っています。専用住宅に限定していた補助対象を、平成 28 年度から平成 30 年度には、集合住宅や建売住宅、事業所にも拡大しました。令和元年度より転換の宅内配管工事費及び転換のくみ取り便槽撤去費を補助対象としました。

ただし、令和 2 年度より 10 人槽以下の浄化槽に限定して交付しています。

○ 令和 4 年度補助金交付実績

人槽	5	7	10	11～20	21～30	31～50	51 以上
補助基数	12	10	0	0	0	0	0

○ 地区別補助金交付実績　　単位：基

人槽／地区	5	7	10	11～20	21～30	31～50	51 以上
布土	3	3					
時志							
北方		1					
浦戸							
河和	2	2					
古布							
矢梨		3					
切山							
細目	1						
一色							
柿並	1						
若松	2						
南奥田	2	1					
中奥田							
北奥田							
上野間	1						
合計	12	10	0	0	0	0	0

※小野浦地区（農業集落排水施設による処理）及び美浜緑苑地区（集合処理施設による処理）は補助対象区域外

6　騒音・振動・悪臭

(1) 騒音の現況

騒音には、工場・事業所の機械音・建設作業音・飛行機・鉄道・自動車の交通騒音・ペット等の鳴き声からピアノ・クーラー・カラオケといった近隣騒音があり、日常生活と密接な関係をもっています。

また最近、低周波空気振動（耳には明確に判断できない、概ね50Hz以下の低い周波数により戸・障子のがたつき等の物理的影響）も騒音として問題になっています。

令和4年度の環境騒音調査は、6か所実施し、6か所中3か所が基準を満たしていました。満たしていなかった要因としては、自動車騒音や強風による葉音の影響があったものと思われます。

ア　環境基準（本町に関係する地域のみ）

区分 ＼ 時間の区分			昼　間 6時～22時	夜　間 22時～翌日6時
道路に面する地域以外	A類型	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域	55dB以下	45dB以下
	B類型	第1種・第2種住居地域 都市計画区域で用途地区の定められていない地域		
	C類型	近隣商業地域・商業地域 準工業地域・工業地域	60dB以下	50dB以下

(2) 環境騒音測定地点

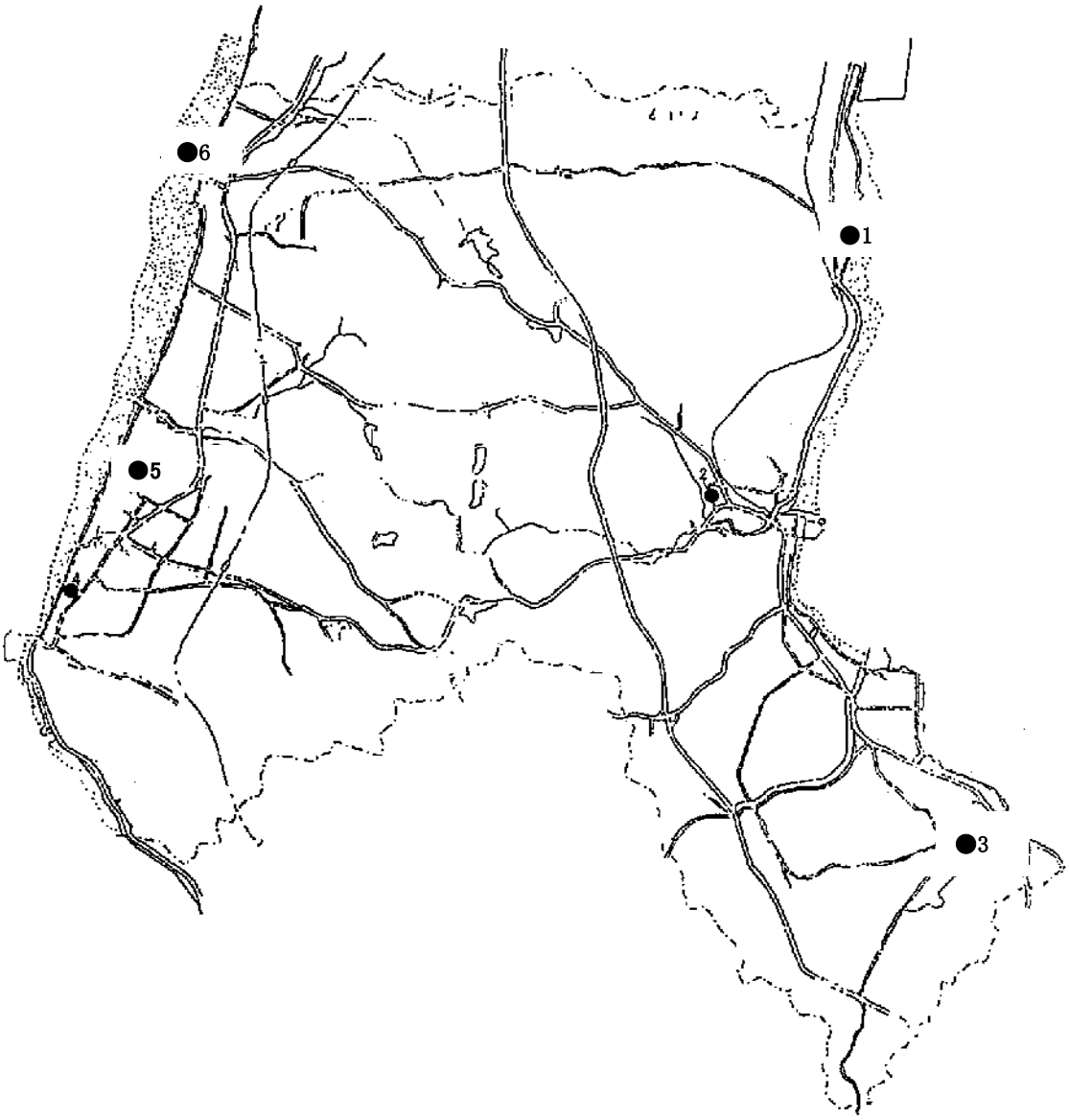

環境と人体の影響

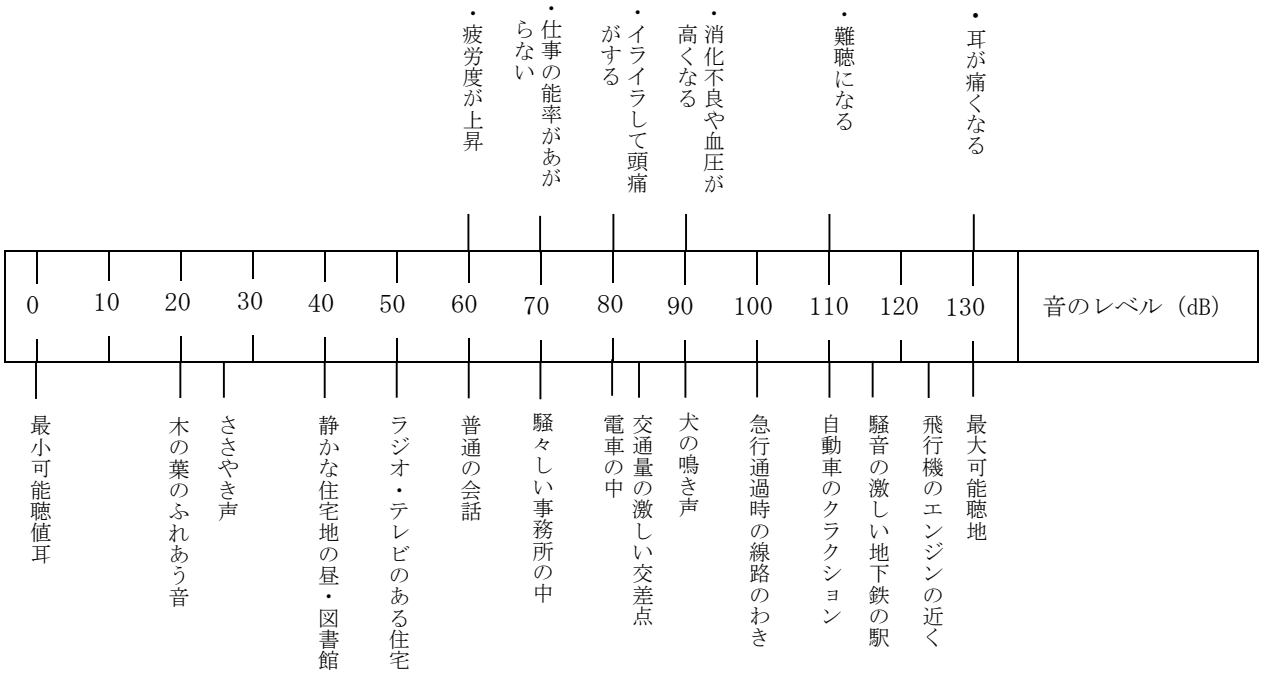

(3) 環境騒音測定結果及び環境基準適合状況

単位：dB(デシベル)

番号	測定地点 用途地域	環境基準類型	測定結果(LAep dB)及び環境基準の適否 昼間 (6時～22時)			夜間 (22時～翌日6時)		
			環境基準値	測定結果	適否	環境基準値	測定結果	適否
1	布土字上村 近隣商業地域	C	60以下	62	×	50以下	58	×
2	河和字北田面106 第1種住居地域	B	55以下	50	○	45以下	41	○
3	豊丘字浜17-1 市街化調整区域	C	60以下	53	○	50以下	46	○
4	野間字中新田108-16 近隣商業地域	C	60以下	58	○	50以下	59	×
5	奥田字南大西 第2種住居地域	B	55以下	56	×	45以下	52	×
6	上野間字北川 第1種住居地域	B	55以下	53	○	45以下	44	○

(4) 振動の現況

振動については、騒音と同じように工場や交通などと深いかかわりを持ったところから発生しており、その感じ方には個人差があります。振動を感じることにより、睡眠障害や心理的影響があり、ひどくなると地震と同じように物理的被害がでます。

ア　規制地域の規制基準　　(単位：dB)

時間の区分 / 地域の区分	昼　　間	夜　　間
	7時～20時	20時～翌日7時
第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域	60	55
第1種・第2種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
都市計画区域で用途地域の定めのない地域	65	60
工業地域	70	65

イ　震度階と振動（dB）の比較と影響

震　度	振動レベル(dB)	被　害　程　度
0	55 以下	地震計（震度計）が検知し、人は揺れを感じない。
1	55 ～ 65	地震や揺れに敏感な人が気付く。
2	65 ～ 75	多くの人が気付き、睡眠中の人の一部は目を覚まし、天井から吊り下げた電灯の吊り紐が左右数cm程度の振幅巾で揺れる。
3	75 ～ 85	ほとんどの人が揺れを感じ、揺れの時間が長く続くと不安や恐怖を感じる人が出る。重ねた陶磁器等の食器が音を立てる。
4	85 ～ 95	住宅等が大きく揺れ恐怖を感じる。睡眠中の人のほとんどが目を覚まし、吊り下げた物は大きく揺れ、重心の高い物が倒れる。
5弱	95 ～ 100	木造住宅の壁や軟弱な地盤に亀裂が入り、本棚から書籍が落下する。
5強	100 ～ 105	住宅の柱や壁の亀裂・破壊、テレビの転倒や食器棚から食器が落下する。
6弱	105 ～ 110	家具の転倒や窓ガラスが割れたり、倒壊する木造住宅が出てくる。
6強		ブロック塀の崩れや山崩れ、倒壊する住宅が多く出てくる。
7	110 以上	耐震性の高い住宅・建物の破壊・倒壊、地割れ・地すべり等が発生する。

(5) 悪臭の現況

県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等の届出事業場は、畜産関係 15 件を始め 19 事業場があり、悪臭発生源が原材料置場・製造工程等の事業場全体である場合が多いこと、複合臭等により悪臭防除技術上の問題及び資金上の問題等から悪臭防除に関して抜本的な対策がとりにくい状況であります。

ア　敷地境界線における規制基準（悪臭防止法第 4 条第 2 項第 1 号）

規制地域の区分	第 1 種地域	第 2 種地域	第 3 種地域
臭　気　指　数	12	15	18

臭気指数規制とは、人間の嗅覚を用いて算定される「臭気指数」を指標として、悪臭原因物（悪臭の原因となる気体又は水）を規制するもの

（注）臭気指数は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気（試料が水の場合は無臭の水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）から次式により算定される。

（臭気指数）＝10×Log（臭気濃度）

（参考）

臭気指数 10　　：ほとんどの人が気にならない臭気

臭気指数 12～15：気をつければ分かる臭気（希釈倍率 16～32 倍）

臭気指数 18～21：らくに感知できる臭気（希釈倍率 63～126 倍）

7　土壌環境・地盤環境

(1) 土壌汚染の状況

土壌は汚染物質が残留しやすく一旦汚染されると除去しない限り、その影響が持続すると言われています。特にカドミウム・銅・ひ素等による農用地の土壌汚染は、農作物の生育障害や人の健康を損なうおそれがあります。

(2) 土壌の汚染に関する環境基準(注 1)

項　目	カドミウム	全シアン	有機リン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀
環境上の条件	0.003mg 以下（注２）	検出されないこと	検出されないこと	0.01mg 以下	0.05mg 以下	0.01mg 以下（注３）	0.0005mg 以下

項　目	アルキル水銀	ＰＣＢ	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン
環境上の条件	検出されないこと	検出されないこと	0.02mg 以下	0.002mg 以下	0.002mg 以下	0.004mg 以下	0.1mg 以下

項　目	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム
環境上の条件	0.04mg 以下	1mg 以下	0.006mg 以下	0.01mg 以下	0.01mg 以下	0.002mg 以下	0.006mg 以下

項　目	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン
環境上の条件	0.003mg 以下	0.02mg 以下	0.01mg 以下	0.01mg 以下	0.8mg 以下	1mg 以下	0.05mg 以下

注１　「環境上の条件」は、検液１リットル中の対象物質の重量を表す。

注２　カドミウムについて、「農用地においては、米１kgにつき 0.4 mg以下であること。」が追加されている。

注３　ひ素について、「農用地(田に限る。)においては、土壌１kgにつき 15 mg未満であること。」が追加されている。

注４　別に銅について、「農用地(田に限る。)において、土壌１kgにつき 125 mg未満であること。」が定められている。

(3) 地盤沈下の現況

地盤沈下は、地表面が徐々に低下していく現象であり、一般的にはある程度広い地域の沈下のことをいい、その進行が人体に感知できないことと非可逆的な現象であることが特徴です。

地盤沈下の主な原因は、沖積粘土層等の軟弱な地盤の地域における地下水の過剰な汲み上げであるといわれ、地下水の過剰揚水→地下水位の低下→地層の圧密収縮→地盤沈下という理論が定説されています。

県内では、地盤沈下対策として地下水揚水規制や水源転換事業等が行われて、近年では沈下が沈静化しています。本町においては地盤沈下の傾向は認められません。

(4) 地下水位調査

○ 地下水位の測定井戸

井 戸 の 所 在 地	井戸の深さ	ストレーナー位置
上 野 間 字 祢 宜 廻 間 63－5	不 明	22m

○ 地下水位調査結果 (単位:m)

年月日 / 地点	令和 4 年									令和 5 年			年平均
	4/22	5/18	6/15	7/14	8/17	9/15	10/13	11/17	12/14	1/18	2/15	3/15	
上野間字 祢宜廻間63-5	2.05	2.16	2.03	2.11	1.99	1.97	1.92	2.02	1.93	2.08	2.09	2.15	2.04

注 管頭から井戸水面までの距離

○ 年平均の推移

年 度	水 面
25	2.63
26	2.60
27	2.48
28	2.44
29	2.55
30	2.32
令和元年	2.37
2	2.25
3	2.05
4	2.04

8　各種届出状況

(1) ばい煙発生施設数

令和５年３月 31 日現在

施設名	大気汚染防止法対象	県民の生活環境の保全等に関する条例対象
ボイラー	44	23
溶解炉	3	1
加熱炉	5	0
焼成炉及び溶融炉	0	0
乾燥炉	5	1
電気炉	0	0
廃棄物焼却炉	3	0
ガスタービン及びディーゼル機関	8	0
鋳造の用に供するシェルモールド中子造型施設	0	12
合計	11 工場　68 施設	15 工場　37 施設

（資料：愛知県知多県民事務所）

(2) 粉じん発生施設数

令和５年３月 31 日現在

施設名	大気汚染防止法対象	県民の生活環境の保全等に関する条例対象
堆積場	7	3
ベルトコンベア及びバケットコンベア	13	32
破砕機・粉砕機・摩砕機及び研磨機	1	15
ふるい	1	5
チッパー及び破木機	0	1
吹きつけ塗装機	0	2
合計	5 工場　22 施設	7 工場　58 施設

（資料：愛知県知多県民事務所）

（３）水質汚濁防止法特定事業場届出事業場数

番号	施　　設　　名	事業所数
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア　豚房施設（豚房の総面積が 50 ㎡未満の事業場に係るものを除く。） イ　牛房施設（牛房の総面積が 200 ㎡未満の事業場に係るものを除く。） ウ　馬房施設（馬房の総面積が 500 ㎡未満の事業場に係るものを除く。）	38
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア　原料処理施設　　イ　洗浄施設（洗びん施設を除く。）　　ウ　湯煮施設	1
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア　水産動物原料処理施設　　イ　洗浄施設　　ウ　脱水施設 エ　ろ過施設　　オ　湯煮施設	11
4	野菜又は果実原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア　原料処理施設　　イ　洗浄施設　　ウ　圧搾施設　　エ　湯煮施設	2
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈殿槽。	2
15	ぶどう糖又は水あめの製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア　原料処理施設　　イ　ろ過施設　　ウ　精製施設	1
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	1
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	2
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア　水洗式破砕施設　　イ　水洗式分別施設　　ウ　酸処理施設 エ　脱水施設	1
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	1
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	1
66-3	旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア　ちゅう房施設　　イ　洗たく施設　　ウ　入浴施設	43

66-4	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総面積（以下単に「総床面積」という。）が 500 ㎡未満の事業場に係るものを除く。）	1
66-6	飲食店に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 ㎡未満の事業所に係るものを除く）	4
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	4
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	1
71	自動式車両洗浄施設	7
71-2	科学技術（人分科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で総理府令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ア　洗浄施設　　イ　焼入施設	0
71-4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの　　イ（略）、ロ（略）	1
72	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和 25 年制令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化槽を除く。）	10
	指定地域特定施設（浄化槽）　（処理対象人員が 201 人槽以上 500 人槽までの浄化槽が該当する。）	27
合　計		159

（資料:愛知県知多県民事務所）

(4) 騒音・振動発生施設数

令和5年3月31日現在

施設の種類 ＼ 届出の種類	法による届出件数		条例による届出件数	
	騒音関係	振動関係	騒音関係	振動関係
1 金属加工機械	62	28	13	1
2 圧縮機・冷凍機	193	84	229	209
3 土石用破砕機等	20	14		5
4 織機				
5 建設用資材製造機械				
6 穀物用資材製造機械				3
7 木材加工機械	5	1		
8 抄紙機				
9 印刷機械				
10 合成樹脂用射出成形機	8		5	5
11 鋳型造形機	10	10		
12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン			16	12
13 送風機及び排風機			123	202
14 走行クレーン			1	
15 洗びん機				
16 真空ポンプ			19	
合計	298	137	404	435

(5) 特定建設作業の届出数

ア　騒音関係　　令和４年度分

作業の種類	騒音法対象件数	県条例対象件数
1 くい打機等を使用する作業	4	
2 びょう打機を使用する作業		
3 さく岩機を使用する作業	17	
4 空気圧縮機を使用する作業	8	
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業		
6 バックホウを使用する作業	61	
7 トラクターショベルを使用する作業		
8 ブルドーザーを使用する作業	7	
9 建造物を動力・火薬等で解体・破壊する作業		7
10 コンクリートミキサー等を使用する作業		29
11 コンクリートカッターを使用する作業		33
12 ブルドーザー等を使用する作業		49
13 ロードローラー等を使用する作業		46
合計	97	164

イ　振動関係　　令和４年度分

作業の種類	振動法対象件数
1 くい打機等を使用する作業	2
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3 舗装版破壊機を使用する作業	2
4 ブレーカーを使用する作業	33
合計	37

(6) 悪臭関係工場等の届出状況

令和5年3月31日現在

業　　種	届出件数
1　畜　産　関　係 (1)　豚房施設（豚房の総面積が50㎡以上のもの） (2)　牛房施設（牛房の総面積が200㎡以上のもの） (3)　鶏を3,000羽以上飼育するもの (4)　うずらを20,000羽以上飼育するもの	 6 5 4
2　飼料又は有機質肥料の製造業（乾燥施設を有するもの）	1
3　コ　ー　ン　ス　タ　ー　チ　製　造　業	1
4　レ　ー　ヨ　ン　製　造　業　（　紡　糸　施　設　を　有　す　る　も　の　）	
5　ク　ラ　フ　ト　パ　ル　プ　製　造　業	
6　セ　ロ　フ　ァ　ン　製　造　業　（　製　膜　施　設　を　有　す　る　も　の　）	
7　ゴ　ム　製　品　製　造　業　（　加　硫　施　設　を　有　す　る　も　の　）	
8　石油化学工業（カプロラクタムの製造施設を有するもの）	
9　石　油　精　製　業	
10　製　鉄　業　（　溶　鉱　炉　を　有　す　る　も　の　）	
11　鋳　物　製　造　業　（　シ　ェ　ル　モ　ー　ル　ド　法　よ　る　も　の　）	1
12　化　製　場	
13　し　尿　処　理　施　設　（　し　尿　浄　化　槽　を　除　く　）	1
14　ご　み　処　理　場	
15　終　末　処　理　場	
合　　計	19

9 その他

（1）美浜町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図ることを目的とし、美浜町が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金（以下「補助金」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　合併処理浄化槽　浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第２条第１号に規定するし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、かつ、放流水のBOD20 mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

(2)　補助対象合併処理浄化槽　前号の合併処理浄化槽のうち、次のいずれにも適合するものをいう。

ア　別表１に定める環境配慮型浄化槽であること。

イ　「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成４年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものであること。

ウ　前号の処理能力に加え、さらに総窒素濃度が20 mg/ℓ（日間平均値）以下又は総燐濃度１mg/ℓ（日間平均値）以下の能力を有する浄化槽であること。

(3)　既存単独処理浄化槽　浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第２条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

(4)　くみ取便槽　し尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取処分する方式の便槽を含む。ただし移動可能な仮設用トイレについては対象としない。）をいう。

(5)　削除

(6)　転換 現に、既存の建物から排出するし尿を処理している既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽を廃止し、当該建物から排出するし尿と生活雑排水の処理を合併処理浄化槽に変更することをいう。又は、既存の建物の改築(建築確認申請を伴う新築・増築・建替えを含まない)に伴い、同一敷地内の既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置することをいう。

(7)　撤去 転換のうち既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽を撤去することをいう。

(8)　配管工事 し尿及び生活雑排水を浄化槽本体に流入させるために、又は浄化槽本体で処理した水を公共用水域等に放流させるために必要な管の工事 (放流ポンプ槽及び桝を含む。)をいう。

(補助対象地域)

第3条　補助金の交付の対象となる地域(以下「補助対象地域」という。)は、美浜緑苑及び大字小野浦(農業集落排水事業処理区)を除く町内全域とする。

(補助対象者)

第4条　補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1)　削除

(2)　補助対象地域において、転換により自らの居住の用に供する建物に補助対象合併処理浄化槽を設置する者

(3)及び(4)　削除

(5)　補助対象地域において、共用部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下この号において「区分所有法」という。)第2条第4項に規定する共用部分をいう。)に補助対象合併処理浄化槽を設置する者で、当該共用部分を有する専用部分(区分所有法第2条第3項に規定する専用部分をいう。)の区分所有者(区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。)に対し、当該合併処理浄化槽がこの要綱に

基づく補助事業により設置されたものである旨の説明をし、かつ、当該区分所有者とともに当該合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う者

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1)　法第5条第1項の設置の届出の審査を受けないで合併処理浄化槽を設置する者

(2)　同一敷地内のし尿(くみ取便槽を除く。)及び生活雑排水の全てを合併処理浄化槽へ接続しない者

(3)　住宅等を借りている者で、所有者の承諾が得られない者

(4)　建売住宅を改築する者(以下「建売業者」という。)で、販売目的で当該建売住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする者

(5)　市町村税の滞納がある者

(6)　公共事業の実施に伴う移転補償金により合併処理浄化槽を設置する者

(7)　他の公共事業の補助対象となり同時に複数の補助金の交付を受けようとする者

(8)　対象となる浄化槽が、居住のためではなく、会社、工場、店舗、貸家、その他事業のためのものとして設置する者

(9)　その他町長が補助金の交付を不適当と認めた者

第5条び第6条　削除

(補助対象工事費及び補助金の額)

第7条　補助金の対象となる工事費(以下「補助対象工事費」という。)及び補助金の限度額(以下「補助限度額」という。)は、別表2のとおりとする。

2　補助対象工事費の額が別表2に定める補助限度額を超える場合は、当該補助限度額を補助金の額とする。また、補助対象工事費が補助限度額以下であれば当該工事費を補助金の額とする。(限度額は工事費用の総額ではなく、各工事費用の個々の補助限度額とする)

3　前項に規定する補助限度額の人槽の判定は、設置しようとする補助対象合併処理浄化槽の人槽が、日本産業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS-A-3302-2000)」表(以下「算定表」という。)による算定基準を上回る場合は、算定表で算定した基準の人槽によるものとする。

4　補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条　補助金の交付を受けようとする者が第4条第1項第2号に規定する場合は、浄化槽設置工事に着手する前に、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(様式第3)に次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の1月末までに町長に提出しなければならない。

(1)　既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽であることがわかる証拠書類(浄化槽保守点検記録の写し、清掃実施記録の写し等)

(2)　設置場所の案内図(都市計画図1/2500又は住宅地図の写しへ明記)

(3)　既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の配置図及び配管図(転換前の排水路等への接続方法と位置を明記・図示する)

(4)　補助対象合併処理浄化槽の配置図及び配管図(転換後の排水路等への接続方法と位置を明記・図示する)

(5)　審査機関に提出後10日以上経過した浄化槽設置届出書の写し

(6)　工事見積書(工事の内訳が明記されているもの)

(7)　工事請負契約書の写し

(8)　構造図及び仕様の明記されたカタログ又はその写し

(9)　全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽にあっては浄化槽メーカー等の登録証の写し、登録浄化槽管理票(C票)及び保証登録票

(10)　浄化槽設備士免状及び小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書(昭和62年以前に資格を取得した者)の写し

(11)　市町村税の未納のない証明書、完納証明書又はそれらに準ずる書類（申請時以前から美浜町在住であり、町において町税の納付状況が確認でき、町職員がそのことについて調査することに同意した者は不要）

(12)　住宅等を借りている者は、所有者の承諾書

(13)　その他町長が必要と認める書類

2　前項による申請をする者で、既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去費及び配管工事費の補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げることがわかるように書類を作成すること。

(1)　工事見積書について、浄化槽設置工事、撤去工事及び配管工事についての各工事の内訳がわかるようにすること。

(2)　配管工事について、配管の口径、標準断面図、集水桝の形状、管の布設延長距離がわかるように図示すること。またコンクリート等の復旧や工事の為の塀や植樹の復旧部分があればどこかわかるように図示すること。

(3)　くみ取便槽撤去工事について、全部撤去を行わず一部撤去をする場合、その理由書を添付すること。またくみ取式便器の撤去を含める場合、便器の種類及び数量を図面に明示すること。

（交付決定等）

第9条　町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、当該年度の予算の範囲内において、補助金の交付の可否を決定する。

2　町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者（以下「補助対象者」という。）に対しては、補助金交付決定通知書（様式第 4）により、補助金を交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（様式第 5）により、それぞれ通知する。

（変更承認申請書等）

第10条　補助対象者は、補助金の申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、補助事業変更承認申請書（様式第 6）を町長に提出しなければならない。

2　町長は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定するとともに、その結果を補助事業変更承認書(様式第7)により、申請者に通知する。

3　補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(施工の確認)

第11条　町長は、補助事業を適正に執行するため、補助対象合併処理浄化槽の設置の状況を必要に応じて現場において確認する。

(実績報告書)

第12条　補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内又は、当該年度の2月末までのいずれか早い日までに、実績報告書(様式第8)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該処理槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)

(2)　浄化槽法第57条に規定する指定検査機関に法定検査を依頼したことを証する書類及び指定検査機関との契約書の写し

(3)　浄化槽設置工事の施工写真

(4)　浄化槽設備士が確認したチェックリスト

(5)　浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し

(6)　浄化槽設置工事に係る領収書又はその写し

(7)　合併処理浄化槽を設置した住居に居住していることを示す住民票の写し(設置完了時以前から設置予定の場所に在住している者は不要)

(8)　その他町長が必要と認める書類

2　様式第3号による申請を行った補助対象者は、前項の規定に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類のうち該当するものを添えて、町長に提出しなければならない。

(1)　既存単独処理浄化槽廃止届(愛知県受理済み)の写し

(2)　既存単独処理浄化槽、又はくみ取便槽及びくみ取式便器の撤去工事の写真(施工前、施工中及び施工後)

(3)　配管工事の写真(施工前、施工中及び施工後)

(4)　既存単独処理浄化槽、又はくみ取便槽及びくみ取式便器を適正に処理した証拠書類(マニフェスト)

(交付額の確定)

第13条　町長は、第12条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助対象者に補助金交付額確定通知書(様式第9)により通知する。

(補助金の請求)

第14条　前条の規定により補助金交付額確定通知書を受領した補助対象者は、補助金交付請求書(様式第10)を町長に提出しなければならない。町長は補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消)

第15条　町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　不正の手段により補助金を受けたとき。

(2)　補助金を他の用途に使用したとき。

(3)　補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条　町長は、補助金の交付を取り消した場合に、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

2　町長は、補助金を支払った後で、法第7条及び第11条で定める浄化槽の法定検査を行っていない補助金受給者に、補助金の返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第17条　前条の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る補助金の受領日から返納通知日までの日数に応じ、当該補助金の額に年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2　補助金の返還を命ぜられた者が、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。ただし、町長がやむ得ない事情があると認めたときは、加算金及び延滞金の一部又は全部を免除することができる。

（その他）

第18条　この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、別に町長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　処分その他の行為についての不服申立てであってこの要綱に施行前にされた処分その他の行為については、なお従前の例による。

附　則（平成29年4月1日要綱）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附　則（平成30年4月1日要綱）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附　則（平成31年4月1日要綱）

（施行期日）

1　この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　処分その他の行為についての不服申立てであってこの要綱に施行前にされた処分その他の行為については、なお従前の例による。

附　則（令和2年4月1日要綱）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附　則(令和３年４月１日要綱)

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則(令和４年４月１日要綱)

1　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

2　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則(令和５年４月１日要綱)

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表１(第２条関係)

環境配慮型浄化槽とは、以下の消費電力基準を満たす浄化槽とする。

人槽(人)	通常型	ＢＯＤ10ｍｇ/以下	りん除去型
５人槽	39	53	83
７人槽	55	75	90
ｎ(10人槽以上)	ｎ×7.5	ｎ×10.2	ｎ×15.7
この基準以下の消費電力とすること。			

別表２(第７条関係)

(1) 転換による設置

人槽区分	限度額
５人槽	498,000円
6～7人槽	621,000円
8～10人槽	822,000円

(2)既存単独処理浄化槽の転換による撤去

1式あたり	120,000円

(3)くみ取便槽の転換による撤去

1式あたり	90,000円

備考　くみ取便槽の撤去は一部撤去であっても補助対象とする。また、くみ取式トイレの便器を撤去する経費も撤去工事費に含めることができる。

(4)既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の転換による配管工事

1式あたり	300,000円

(2) 用語説明

○ ppm

汚染の濃度を示す単位で、パーセントが百分率を示しているように ppm は百万分率を表している。1%は 100 分の 1 を表し、1ppm は 100 万分の 1 を意味している。具体的には 1ppm とは水 1ℓ中に物質がおおむね 1 mg、ガスなどの場合には 1 ㎥中に 1 cc混ざっている状態をいう。

○ **デシベル**（dB）

音の大きさを示す単位で、音の物理的強さを人の耳の感覚に合うように補正した、騒音レベルの単位をいう。また、振動加速度に振動感覚補正をした振動レベルの単位をいう。

○ **二酸化硫黄**（SO_2）

石炭や重油の中に含まれている硫黄分が燃焼することによって発生する。無色で刺激臭の強い気体で、水に溶けやすく、高濃度のときは、眼の粘膜に刺激を与えるとともに、呼吸機能に影響を及ぼし、慢性気管支炎、ぜん息の原因ともなる。

○ **二酸化窒素**（NO_2）

燃焼その他化学行程など人為的に、あるいは大気中で窒素と酸素オゾンが自然に反応したり、バクテリアによって窒素酸化物が分解して発生する。ほとんどすべての産業及び家庭で使用する燃焼装置は窒素酸化物を発生する。燃焼によって発生するのは、燃料の種類・燃焼の方法などによって異なるが 90%以上は一酸化窒素（NO）でこれが酸化されて二酸化窒素になる。また二酸化窒素はオゾンなどと共に光化学スモッグの原因のひとつとされている。

高濃度のときは眼・鼻等を刺激するとともに、健康に影響を及ぼすといわれている。

○ **浮遊粒子状物質**（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質であり、その粒径が 10 ミクロン以下のものをいう。発生源は工場・交通機関、家庭等人為的なもののほか、土壌の舞い上がり、火山活動等自然的なものがある。高濃度のときは健康に影響を与えるといわれている。

○ **光化学オキシダント**（Ox）

大気中のオゾン等の酸化力の強い物質の総称。窒素酸化物と炭化水素などの汚染物に太陽の紫外線が照射された空気中で連鎖反応的に生じる。高濃度のときは、眼を刺激し、呼吸器その他の臓器に影響を及ぼす。

○ **微小粒子状物質**（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒子が 2.5μm(1μm＝1/1000mm)以下のものをいう。微小粒子状物質には、ディーゼルエンジン、工場等での燃料の燃焼等からのガスが

あります。粒径が小さく肺の深部まで入りやすいため、呼吸器系・循環器系等に影響を与えていることが報告されている。

○　**粉じん**

物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質のことをいう。特定粉じんの石綿と、それ以外の一般粉じんに分けられている。

○　**カドミウム**（Cd）

主に亜鉛の生産に伴って産出される重金属で、メッキ工場、塩化ビニール工場、機械、電子機器製造工場等で発生する。慢性中毒になると、肝臓障害を生じカルシウム不足となり骨軟化症を起こす。神通川流域で発生したイタイイタイ病の原因となった物質である。

○　**鉛**（Pb）

水道管、ガス管、蓄電池等の用途に幅広く使われている重金属。鉛とその化合物は、水銀と並んで最も毒性の強い物質の一つで、皮膚・消化器・呼吸器から吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こす。ひどくなると、強い関節炎や頭痛を伴う血圧上昇、タンパク尿などの症状が起こる。

○　**クロム**

耐蝕性・耐熱性に富む重金属で、メッキやステンレス原料として用いられている。クロム化合物には三価クロム化合物と六価クロム化合物があり、六価クロム化合物は、激しい刺激性を持ち、接触による皮膚障害、吸入による鼻粘膜や肺に重大な障害をもたらし、浮腫や潰瘍を生じ、またガンの原因にもなるといわれている。

○　**pH**

水素イオン濃度のことで、中心となる数値を 7 とし、これを基に弱酸性（4～7）強酸性（0～3）弱アルカリ性（7～10）強アルカリ性（11 から 14）と分ける。鉱山温泉等があったり、工場排水が流入するとアルカリ性となったり酸性となることが多い。

○　**生物化学的酸素要求量**（BOD）

水がどの程度汚れているかを示す基準である。バクテリアが一定時間内（20℃5 日間）に水中の有機物を酸化分解させるのに消費される酸素の量である。従って、水が汚れていれば有機物も多く、バクテリア分解に必要な酸素の量も増えることになる。

○　**化学的酸素要求量**（COD）

水がどの程度汚れているかを示す基準である。水の汚濁物質を酸化剤で酸化するときに消費する酸素の量で、数値が高いほど汚濁物質の量も多い。

○　**浮遊物質**（SS）

水中には粘土の粒、プランクトンなど有機無機物質が多くあり、これら水中に浮遊する物質の総量を浮遊物質という。25mg/ℓ以下であれば正常な魚の生育が維持され、50mg/ℓ以下であれば魚のへい死が防げるものとされる。

○　**溶存酸素**（DO）

水中に溶け込んでいる酸素のことで、きれいな川では普通 7～10mg/ℓ前後含まれている。

有機物が増えると消費されて減るため、水質汚濁を示す指標となる。溶存酸素は河川などの自浄作用にとって欠かせないものである。

○　**n-ヘキサン抽出物質**

油脂・ワックス・グリスなど酸性でノルマルヘキサンにより抽出される物質の総称で、通常「油分等」といわれており、鉱油・動植物油等の量を表す指標として使われている。石油系油分による異臭魚の発生・ノリ漁業の被害、海水浴場の環境悪化に影響がある。

○　**大腸菌**

人や動物の糞便中には大腸菌が多く存在するため、これを測ることによって糞便による汚染の程度を知ることができる。水、土壌など自然界にも広く分布している。水 100mℓ中の大腸菌を培養して、その集落数で表す。単位：CFU/100mℓ

○　**有機リン**（Org-P）

現在農薬として使われており、昆虫ばかりでなく人畜に対しても有害な物質である。中毒症状としては、まず視力障害が起こり、嘔土・下痢・呼吸困難・中枢神経マヒなどの症状を示し急速に死に至る。

○　**界面活性剤**

水と油などの溶け合わない物の境界面に入って、解け合わない性質をやわらげる働きをもつ物質のこと。この働きが布等にしみ込んだ汚れを落とすのに効果的であるため、洗剤の主成分として使用されている。

○　**シアン**（CN）

直接に作用すると生体は組織内窒息の状態を起こし、人が数秒で死ぬほどの猛毒で、シアン化カリウムの致死量は 0.15g といわれている。メッキ工場や鉱山からの廃液に含まれることがある。

○　**ヒ素**（As）

ヒ素は硫化鉄鉱から産出され、金・銀・鉛・亜鉛・銅鉱業の副産物としても生成し、おもに殺虫剤として用いられる。ヒ素及びその化合物はすべて猛毒であり、皮膚・消化器・呼吸器から吸収されると、骨や内臓に沈積して排出されにくく、慢性中毒を起こし、胃け

いれん・嘔吐などの状態となり、重症の場合には死亡したりする。慢性では食欲不振・皮膚の病変などの症状を示す。その毒性については江戸時代にも「石見銀山猫いらず」の殺鼠剤で知られ、近年では森永ヒ素ミルク中毒事件や和歌山毒入りカレー事件が有名である。

○　**総水銀**（T-Ng）

多量に摂取した場合、腹痛・嘔吐・下痢などの症状が起こるが、慢性だと神経衰弱から始まり、消化障害・不眠・手足等のふるえ、体重減少の順序で進む。とりわけ手足のふるえが水銀中毒の特有な症状である。

○　**アルキル水銀**（R-Hg）

有機水銀化合物で、メチル水銀、エチル水銀等の総称。アルキル水銀中毒になると、知覚、聴力、言語障害、視野の狭窄、手足のまひ等の中枢神経障害を起こし、ひどいときには死に至ることもある。水俣病はメチル水銀が原因となって発生した。

○　**ポリ塩化ビフェニル**（PCB）

有機塩素系の非常に安定した化合物で、熱に強く、酸やアルカリに侵されず、絶縁性に優れ、水に溶けない性質がある。印刷インク・感圧紙・絶縁油・コンデンサなどとして使用されていた。いったん体内に入ると分解されずに蓄積され、慢性毒性を呈し、皮膚に塩素ニキビと呼ばれる発疹があらわれ、濃度が高い場合は肝臓障害を起こす。昭和 47 年 6 月から生産停止となっている。

○　**ジクロロメタン**

塩化メチレン、二塩化メチレン、DCM とも呼ばれ、溶剤・ウレタン発泡助剤・エアロゾルの噴射剤・冷媒・抽出溶剤などに使用されている。無色透明の芳香のある水より重い液体で、麻酔作用がある。

○　**四塩化炭素**

溶剤・機械洗浄剤・防虫剤などに使用されている。クロロホルム様の特有臭を持つ不燃性の無色透明の液体で、水に溶けにくく揮発性がある。大気中では安定で、オゾン層破壊の原因物質のひとつであるといわれている。吸入によって、中枢神経衰弱を起こしたり肝臓や腎臓に影響をおよぼす。

○　**1，2-ジクロロエタン**

エチレンジクロライド・塩化エチレン・二塩化エチレンとも呼ばれ、塩化ビニルモノマーやポリアミノ酸樹脂の原料・溶剤・洗浄剤などに使用されている。甘味臭、揮発性を有する無色透明の油状液体で、土壌吸着性が低いため、地下に浸透しやすい。吸入により、頭痛・めまい・吐き気・血液及び胆汁の嘔吐・下痢・意識不明などの症状を起こす。

○　1，1-ジクロロエチレン

ビニリデンクロライド・塩化ビニリデン・二塩化ビニリデンとも呼ばれ、ポリビニリデン共重合体の製造や化学中間体として使用されている。無色から淡黄色の透明な水より重い液体で、芳香臭・揮発性がある。水に難溶で水中では安定している。大気中では酸化されやすく、高濃度の吸入は即発性の神経衰弱を引き起こし、暴露が続けば意識を失う。

○　シス-1，2-ジクロロエチレン

二塩化アセチレンなどとも呼ばれ、溶剤・線量抽出剤・香水・ラッカー・熱可塑性樹脂の製造・有機合成原料などに使用されている。無色透明な液体で、芳香臭・刺激性があり、また、揮発性・引火性・可燃性もある。表流水では直ちに蒸散し、高濃度で吸引すると麻酔作用があり、中枢神経の抑制作用もある。

○　1，1，1-トリクロロエタン

メチルクロロホルム、α－トリクロロエタンなどとも呼ばれ、金属の常温洗浄・蒸気洗浄・ドライクリーニング用溶剤などに使用されている。甘味臭を有する無色透明な不燃性の液体で、大気中では比較的安定で広域に拡散し、オゾン層破壊の原因物質の一つと言われている。吸入により、中枢神経系抑制による麻酔作用・めまい・粘膜刺激・呼吸器刺激・頭痛・食欲不振などを起こす。

○　１，１，２-トリクロロエタン

三塩化ビニルとも呼ばれ、塩化ビニリデンの原料となり、粘着剤・ラッカー・テフロンチューブの生産に利用されている。無色の液体で水に難溶、揮発性があり、中枢神経抑制と肝障害に影響を及ぼす。

○　トリクロロエチレン

トリクレン、三塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で脱脂能力が優れているため、金属部品の洗浄・接着剤や塗料の溶剤などに使用されている。眼・鼻・喉を刺激し、蒸気を吸引すると頭痛・めまい・吐き気及び貧血・肝臓障害を起こす。

○　テトラクロロエチレン

パークレン・パークロロエチレン・四塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で洗浄能力に優れているため、ドライクリーニングによく使用される。無色の液体で、エーテルのような臭いがある。高濃度の場合、眼・鼻・喉を刺激する。蒸気を吸引すると、麻酔作用があり、頭痛・めまい・意識喪失を起こす。またガンの原因にもなる。

○　1，3-ジクロロプロペン

土壌燻蒸剤として線虫等の殺虫剤に使用されている。揮発性が非常に高く、水中から速やかに揮発し、大気中に移行する。高濃度蒸気の吸入は、喘ぎ・呼吸困難・咳・胸骨下痛がおこる。

○　ベンゼン

ベンゾールとも呼ばれ、合成ゴム・合成皮革・合成洗剤・有機顔料等多様な製品の合成原料として使用されている。ガソリンの中にも1%前後含まれている。高濃度を吸引すると、めまい・嘔吐・頭痛・ねむけ・よろめき・平衡感覚減少・昏睡など主に中枢神経系統に影響を受ける。また、ガンの原因になるともいわれている。

○　チウラム

ジチオカーバメート系の殺菌剤として、穀類・野菜類等の種子消毒や、茎葉散布剤として広く使用されている。

○　チオベンカルブ

チオカーバメート系の除草剤で、主に稲に使用されるが、野菜・豆類等にも使用される。

○　シマジン

トリアジノン系の除草剤で、主に畑地や果樹園の一年生雑草に使用される。

○　セレン

電気化学的特性から光電池・整流器・感光材料・顔料・有機合成化学の酸化剤などに使用されている。多くの金属、非金属とセレン化合物を作り、金属セレンの毒性は低いが、化合物の毒性は非常に高くなる。体内では腸管で吸収されやすく、腎臓・肝臓に蓄積し、皮膚障害・胃腸障害・神経過敏症・高度の貧血などの障害を起こす。

○　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

窒素化合物のうち、硝酸塩及び亜硝酸塩のことをいい、水中の窒素化合物の一部が微生物により分解され生成する。また、肥料・火薬製造・ガラス製造の原材料としても使用されている。乳幼児に対するメトヘモグロビン血症(チアノーゼや窒息を起こす。)を起こす。

○　ふっ素

刺激臭のある淡黄色の気体で、天然にはホタル石・氷晶石などに含まれている。ふっ素化合物は鉄鋼・アルミニウム等の精錬用、ガラス加工用、電子部品の加工用などに使用されている。ふっ素化合物を高濃度に含む水を摂取すると、斑状歯(歯にしみが生じ、症状が進むと歯がボロボロになる。)などを起こす。

○　ほう素

無味、無臭、褐色の粉末で、ほう素化合物はガラス・陶磁器・ほうろう・メッキ工業の原材料などに使用されている。食欲不振・悪心・嘔吐などの健康への影響がある。

（この冊子は再生紙を使用しています。）

美浜町の環境

令和４年度版

令和５年８月発行

編集　美浜町大字河和字北田面 106

美浜町厚生部環境課

0569-82-1111（代表）

http://www.town.mihama.aichi.jp/